

新たな補助事業を開始しました

次世代自動車普及促進補助金・省エネ診断受診支援補助金

本市は、令和3年2月に2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ大野城」宣言を行いました。この取り組みの一環として、新たに2種類の補助事業を開始しました。

補助金名称	次世代自動車普及促進補助金			省エネ診断受診支援補助金	
補助対象物 および 補助金の額	次世代 自動車	電気自動車	10万円	省エネ診断（省エネ最適化診断、省エネお助け隊による診断および省エネ診断拡充事業の登録診断機関による診断）の受診に要する費用の全額（上限1万6500円）	
		プラグインハイブリッド自動車	5万円		
		燃料電池自動車	20万円		
	充電 設備	急速充電設備	購入費の1/3の額と8万円のうちいづれか低い額（1000円未満切捨て）	※省エネ最適化診断とは、一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネルギーのための改善提案のこと	
		普通充電設備			
		充電用コンセント			
	<p>※令和5年4月1日以降に初度登録または初度検査を受けた次世代自動車および同日以降に設置した充電設備が対象</p> <p>※次世代自動車は、リースも対象</p> <p>※次世代自動車は、車検証の「使用の本拠の位置」が市内の住所であって、「自家用・事業用の別」が自家用であること</p> <p>※充電設備は、市内の住宅・事業所などに設置したものであること</p> <p>※中古品は対象外</p>			※省エネお助け隊とは、経済産業省資源エネルギー庁が主催する地域プラットフォーム構築事業で採択された省エネルギー支援団体のこと	
	<p>※省エネ診断拡充事業とは、経済産業省が主催する中小企業などに向けた省エネルギー診断拡充事業のこと</p>				
	<p>補助対象物を購入、リースまたは設置した市民および市内に事業所などを有する人</p> <p>※同一の補助対象物について他の市区町村から同様の補助金を受けている場合は対象外</p>			市内に主たる事業所を有する中小企業者など	
				※他の地方公共団体から同様の補助金を受けている場合は対象外	
必要なもの	<p>【共通】 ◇申請書 ◇本人確認書類 ◇購入費またはリース費が確認できる書類の写し ◇市税の滞納がないことの証明書（1ヶ月以内に発行されたもの） ◇領収書の写し（リースを除く） ◇振込先口座の通帳などの写し ◇請求書</p> <p>【次世代自動車の場合】 車検証の写し</p> <p>【充電設備の場合】 ◇工事内容および経費内訳明細書 ◇設置場所平面図 ◇電気配線図 ◇充電設備の仕様が確認できる書類 ◇設置した充電設備が確認できる写真 ◇設置した充電設備が納品された日が確認できる書類</p> <p>※分譲共同住宅に充電設備を設置する場合は、総会などで設置について議決されたことが確認できる議事録などの写しが必要</p>			◇申請書兼請求書 ◇直近の確定申告書および市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し ◇省エネ診断の結果が確認できる書類の写し ◇省エネ診断の費用を支払ったことが確認できる書類の写し ◇市税の滞納がないことの証明書（1ヶ月以内に発行されたもの） ◇振込先口座の通帳などの写し	
申請方法	直接窓口			直接窓口	

※市税に滞納がある人や暴力団と関わりがある人は対象外です。

申請書などの様式は市ホームページからダウンロードしてください。



次世代自動車
普及促進補助金

省エネ診断
受診支援補助金

●問い合わせ先

循環型社会推進課ゼロカーボン推進担当 ☎(580)1886